第15回 不法行為概説

2016/12/05

松岡 久和

【不法行為制度の概観】(279-283頁)

1 不法行為とは

Case 15-01 Yは酒を飲んで自動車を制限速度を超過して運転しXを危うく轢きそうになった。Xは、Yの自動車を避けようとして転倒し、持っていたパソコンを落として壊してしまった。この場合、Yにはどういう責任が生じるか。

- 損害賠償債権を発生させる事実行為←→法律行為
- ・刑事責任(刑法208条の2・211条等)・行政責任(道交103条以下等)との機能分担
- ・損失補償(憲29条3項)との違い
- ・債務不履行制度との機能分担→最終回の請求権競合問題へ

2 不法行為法の目的と機能

- 被害者救済・身体生命財産の保護
 - (a) 広義の原状回復機能
 - (b) 違法行為の抑止機能、違法行為に対する制裁機能 (ただし限定的)
- ・損害保険や各種補償制度(労災保険・基金・給付金など)との機能分担関係
- ・ 損害填補の確保目的の責任保険制度との結合
 - 例 自動車損害賠償保障法上の強制保険。PL保険←→生命保険・損害保険 参考 法と経済学(最安価損害回避者の理論など)の意義と限界 内田Ⅱ327-329頁
- 3 各種の不法行為規定の概観
- (1) 一般不法行為:709条-自己の行為に対する責任の基本形態
 - ・フランス民法型の一般的統一的不法行為構成←→ドイツ法の三分体系 ※抽象的な基準と事例の積み重ねによる具体化・類型化が必要
 - ・過失責任の原則=行動自由の保障機能←→原因主義・結果主義 判例 P281 (大阪アルカリ事件)
- (2) 民法上の特殊不法行為: 714・715・717・718・719条など
 - ・報償責任・危険責任思想に基づく責任の加重・立証責任の転換による被害者保護
- (3) 特別法による多段階の「無過失」責任
 - 「許された危険」行為を容認する代わりの責任強化
 - ①中間責任(過失の推定等):各種知財法等
 - ②厳格責任(免責抗弁有):自賠3条、PL3・4条
 - ③絶対責任 (不可抗力等のみ免責):原賠3条、鉱業109条・113条、大気汚染25条の3、水質汚濁20条の2など

【一般不法行為の基本構造】(283-284頁)

1 要件の構造

^へ積極的要件ー被害者に立証責任 709条 → 違法性阻却 (正当化) 事由: 正当防衛ほか責任阻却事由

:責任無能力ほか

消極的要件-加害者に立証責任 (免責要件:720・712条他) %②を独立の要件とみない説(違法性一元説)では、④の因果関係は、故意または過失による行為と損害を直接つなぐ 1 つのものと考えられる。

2 効果の概観

- (1) (慰謝料を含む一時金による) **金銭賠償の原則** (722条1項→417条)
- (2) 自然的原状回復
 - ①名誉毀損・信用侵害等の場合の名誉・声望・信用等の回復措置 (723条、著作115条、不正競争14条、特許106条)
 - 例 **謝罪広告**、謝罪文の掲示・関係者への送付、訂正文掲載、勝訴判決の新聞掲載 ②鉱害の場合の原状回復措置(鉱111条2項ただし書・3項)
- (3) 差止請求
 - ・実定法上の根拠(不正競争3条、特許100条、消契20条など)がない場合が問題

【現代における不法行為法の変容】(次回以降の各論の概観を兼ねる)

- 1 過失の客観化・厳格化
 - ・心理的過失概念から注意義務(予見義務+結果回避義務)違反構成へシフト
 - ・高度の予見義務・調査義務の賦課
 - ・立証責任の転換 (714条・715条も参照。中間責任) や事実上の推定
 - ・過失責任主義理解の転換可能性 「過失なければ責任なし」⇒「過失があれば責任あり」(後掲参考文献(2)26頁 [田中洋]) →無過失責任の例外視からの脱却=解釈による無過失責任の可能性

2 権利侵害から違法性へ

- (1) 立法者意思の二面性:自由競争の確保と権利の広い捉え方
- (2) 判例の転換 P291 (1914年・**桃中軒雲右衛門事件**) 「低級音楽」浪曲に著作権なし? P292 (1925年・**大学湯事件**) 「老舗・のれん」侵害
- (3) 権利侵害から違法性へ
 - ・末川博『権利侵害論』(1933年):権利侵害は違法性の徴表
 - ・国家賠償法1条1項による実定法化(1947年)
 - ・2003年改正による「又は法律上保護される利益」の文言の挿入
 - ・違法性と過失の融合?→詳細は第16・17回講義
- (4) 権利保護か秩序保護か
 - ・新たな権利・利益保護論の台頭
- 3 損害算定の精緻化・再構成
 - ・差額説・個別的積算方式に対する損害事実説・定額賠償論等の登場
- 4 因果関係の複雑化に伴う対応
 - ・医療過誤事例・公害事例における立証責任の転換や事実上の推定等
- 5 効果における差止請求への注目
- 6 変化の要因
- (1) 社会関係の複雑化に伴う事故・事件の危険の増大
 - ・交通事故
 - ・公害・医療過誤・薬害等々 ―― 地位の互換性の欠如
- (2) 権利意識の高揚
 - ・被害の深刻化・広域化
 - ・政策指向型訴訟・問題提起型訴訟の増大

【参考文献】

・立法論を展望した学会の最先端の議論として、現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題』別冊NBL155号(2015年)